

共同募金Q & A



仙台市共同募金委員会

(平成 25 年～28 年度版)

目 次

第1章 共同募金とは

- 1. 共同募金の発足と実施主体など 2
- 2. 共同募金のしくみ 3
- 3. 募金配分の変化 4

第2章 共同募金のQ&A

- 1. 共同募金のあり方について 5
 - 〔質問1〕 募金や助成のあり方について疑問の声もありますが、今後どのように進められていくのでしょうか 5
 - 〔質問2〕 なぜ、町内会に共同募金の協力をお願いするのですか 6
 - 〔質問3〕 共同募金の目標額の決め方はどのようにしているのですか 7
 - 〔質問4〕 共同募金には、割当額があるのですか 7
- 2. 募金運動に関すること 8
 - 〔質問5〕 各家庭を訪問して共同募金への協力をお願いする際は、どのようにすればよいですか 8
 - 〔質問6〕 町内会の予算から共同募金に寄付してもよいのでしょうか 8
- 3. その他 9
 - 〔質問7〕 宮城県共同募金会で集められた義援金の取り扱い状況はどうなっていますか 9
 - 〔質問8〕 ハートフルベンダー（募金箱型自動販売機）とは、どのようなものですか 10
 - 〔質問9〕 共同募金の小規模災害見舞金とは、どのようなものですか 10
- 用語解説 10

第1章 共同募金とは



1. 共同募金の発足と実施主体など

(1) 共同募金の発足

共同募金は、戦後間もない頃（昭和22年）、戦災孤児を預かる民間福祉施設などの資金不足を補うために「たすけあい運動」としてスタートした募金活動を制度化したものです。共同募金は「社会福祉法」という法律をよりどころとして、「共同募金会」という民間の団体によって行われています。現在では、社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援することを通じて、地域福祉の推進を図る募金活動として位置づけられています。

(2) 共同募金の実施主体

共同募金活動は、毎年定められた期間（10月1日から12月31日まで）に、すべての都道府県で行われるもので、その実施主体は各都道府県に設立された「社会福祉法人共同募金会」です。また、各都道府県共同募金会の内部組織として市町村レベルに共同募金委員会が置かれています。

(3) 共同募金の公正性

共同募金事業の公正性を担保するため、各都道府県の共同募金会には「配分委員会」が設置されています。配分委員会が協議して作成する配分計画や配分に関する審査結果をもとに、理事会、評議員会において目標額や配分先を決定します。

(4) 共同募金の配分先

各都道府県内で集められた寄付金は、災害等のための準備金に充てる場合を除き、各都道府県内の「社会福祉を目的とする事業を営業者」（社会福祉協議会、ボランティア団体・市民活動団体・NPO、福祉施設等）に配分されます。

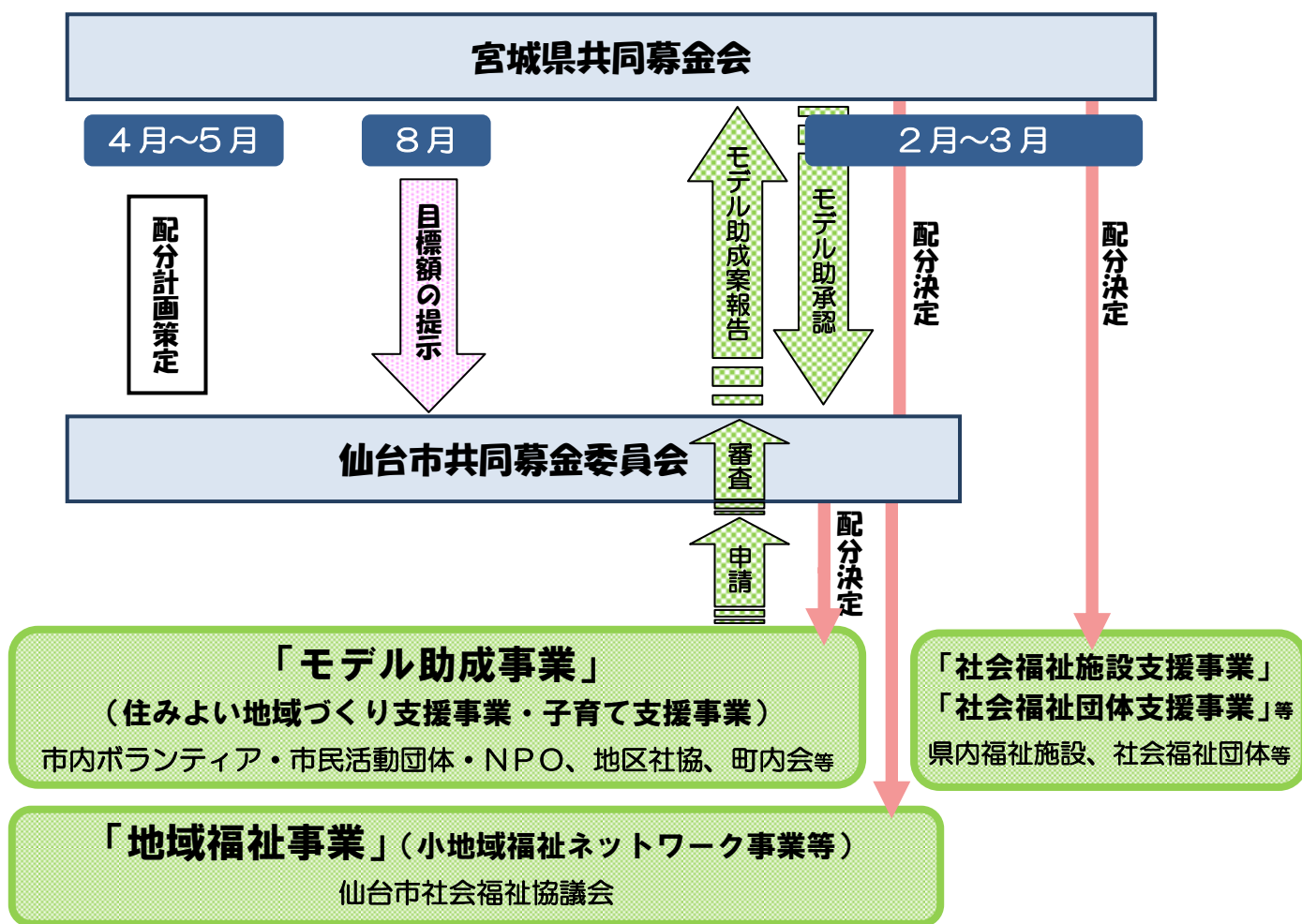
(5) 赤い羽根の由来

「赤い羽根」を共同募金のシンボルとして使ったのはアメリカが最初です。米国の先住民族の間では、勇気や善い行いの印として、鷲の羽根を赤く染め勇者の頭につけられたとする言い伝えに由来するそうです。これにヒントを得て、日本でも1948年（昭和23年）に「赤い羽根」をシンボルとして使うようになりました。

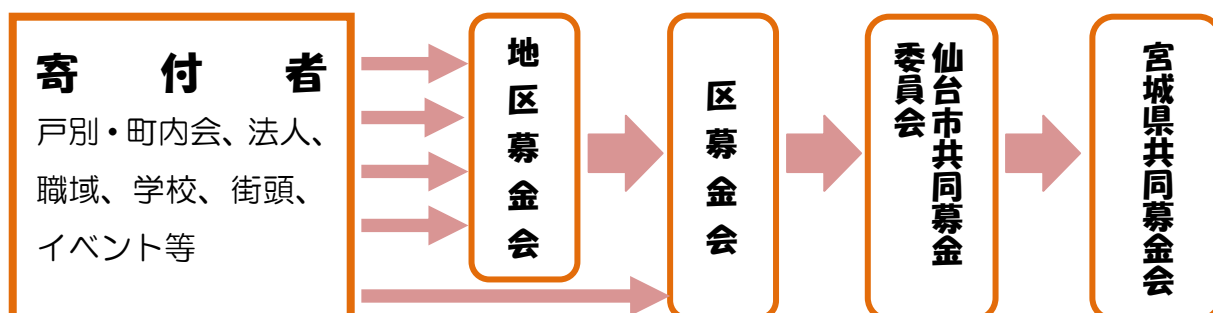
2. 共同募金のしくみ

皆さんからいただいた募金は、翌年、宮城県共同募金会を通して社会福祉協議会、社会福祉施設、NPO、ボランティア団体等に対して、配分する仕組みとなっています。仙台市共同募金委員会は、平成19年度より県共同募金会からモデル助成事業（「住みよい地域づくり支援事業」「子育て支援事業」）について事務委託され、申請受付、審査、助成を行っています。

(1) 配分のしくみ



(2) 募金の流れ

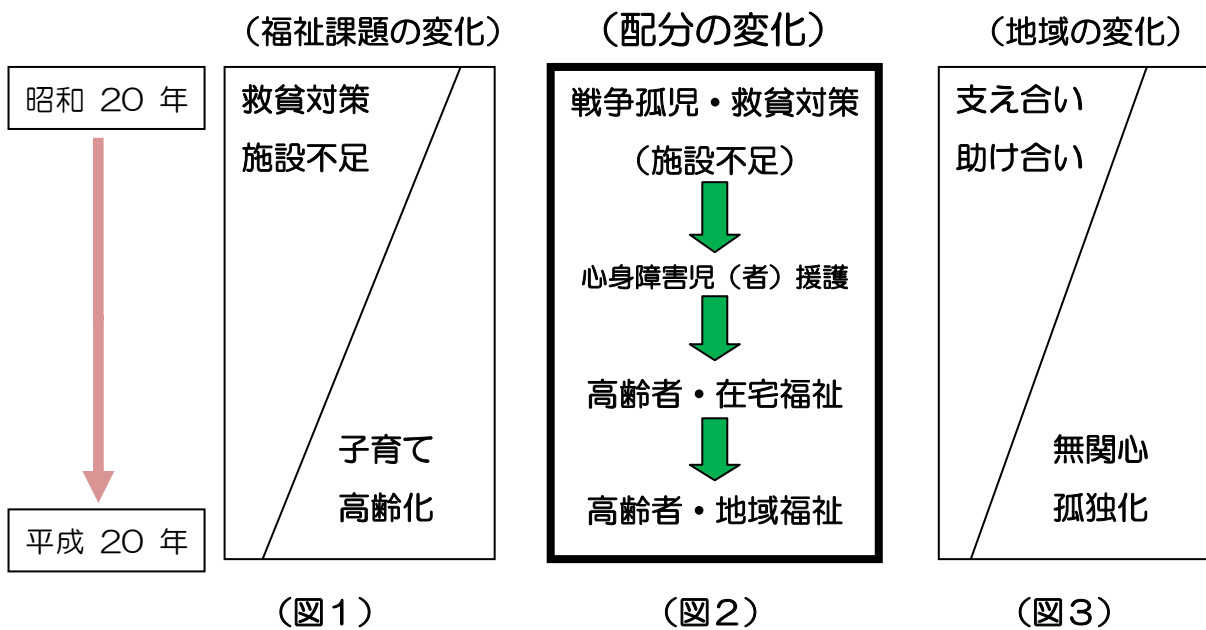


3. 募金配分の変化

戦後 60 数年間、共同募金の配分（現在は助成）先も社会福祉制度の充実に伴い、大きく変化してきました。

年代	主な配分先等
昭和 20 年代	戦争孤児対策や救貧対策に配分
昭和 30,40 年代	主に心身障害者関連に配分
昭和 50 年代	在宅福祉サービス、在宅福祉活動に配分
昭和 60 年代	高齢化社会への対応が望まれ、在宅高齢者支援へと拡大
平成年代	子育てや高齢者への福祉活動に主体的に取り組む活動や地域の課題に積極的に関わる団体に配分

共同募金は、当面の福祉ニーズに財政面で大きな支援をしてきました。



※図 1, 3の面積は課題の大きさを示す

今、地域では一人暮らしの高齢者、高齢世帯、障害者を持つ家族、災害時要援護者等々、公的制度では対応できない福祉課題が山積しています。共同募金は、地域住民同士の助け合い支え合いを生み出す地域福祉活動を財政的に支えています。

第2章 共同募金のQ & A

1. 共同募金のあり方について

質問 1 募金や助成のあり方について疑問の声もありますが、今後どのように進められていくのでしょうか。

①住民主体の活動の時代へ

現在、急速に少子・高齢化が進行するなかで、市民の福祉に対する意識も変わってきました。

社会福祉協議会、町内会、民間非営利団体（NPO）、ボランティア団体の活動のように、多くの人々が、単に税金による公的な福祉制度の充実を求めるだけではなく、住民が主体的に多様な地域の課題に積極的に取り組む姿が多く見られるようになりました。

このような状況の中、共同募金は、住民相互のたすけあい（共助）を基調とし、だれでも住みなれた地域で安心して暮らすことができるように、住民自らがコミュニティづくりに参画し、地域福祉を実現するための多様な活動を財政面から支援する役割を担おうとしています。

②募金方法について疑問の声も

一方、共同募金をはじめとする募金に対して懐疑的な意見も聞かれます。町内会から半強制的に集金させられるという意見等です。募金はあくまで一人ひとりの意思によって為されるものです。意義のある募金であっても一人ひとりの自由意思を反映するものでなければなりません。中央共同募金会（※1）は、市民の「〇〇に使ってほしい」との意味を込めて「意思あるお金」との標語も使用しています。今、仙台市共同募金委員会は、共同募金の仕組みを住民と共に考える「あり方検討会」（※2）を発足させ、検討を始めています。

③助成についても

また、地域特有の課題や願いを実現するために生かせる募金であるべきだとの意見も聞かれます。中央共同募金会は「じぶんの町を良くするしくみ」というこれから目指す共同募金の姿を示しています。具体的にどのように助成するべきか、私たち住民が主体的に考え、行動する改革の時期にきています。仙台市共同募金委員会のあり方検討会は募金の仕組みだけでなく、助成のあり方についても検討をしています。



質問2 なぜ、町内会に共同募金の協力をお願いするのですか。

「公私分離」(※3)との憲法の考え方を基本とする社会福祉事業法が、昭和26年に制定され、社会福祉協議会と共同募金が正式に法律で位置づけられました。

しかし、戦争終了後の混乱期でもあり、民主主義の考え方もまだ国民に浸透していない状況にあった日本では、地域福祉は住民主体での考えを即実行に移すことができませんでした。まず、政府は福祉制度全般整備を主導し、諸社会福祉事業団体の連絡調整を社協に、不足する社会福祉関係施設整備の財源として共同募金を育成してきました。

①町内会の共同募金運動への協力

全国民に共同募金の趣旨と意義を理解していただくために最も有効だったのが、町内会組織でした。各県の共同募金会は、町内会に対して全面的な協力を要請しました。

住民の自治組織である町内会は、戦後の不足する社会福祉施設や戦災孤児等の窮状に対して、国民が力を合わせ、たすけあうことに共感し、共同募金運動に協力してきました。この伝統が現在も綿々と引き継がれ、現在に至っています。しかし、「共同募金運動50年史」(※4)に「運動の現場での半強制的な募金方法に対する批判は、現在に至るまで、各地域でくすぶり続けていることは否定できない事実である」と記述されているように、募金方法は運動開始当初より改善すべき課題となっています。

②あり方検討会で議論を

そのような課題も含め、今後地区募金会を中心として皆さんの議論を深めていただけるように、あり方検討会で議論しているところです。

③支え合いが共同募金

「支え合い」の国民運動として最大のものが共同募金運動です。そして、地域貢献の一つである寄付という行動と国民に「たすけあいの心」を育み続けているのが共同募金です。今後も共同募金にご協力をお願いいたします。



質問3 共同募金の目標額の決め方はどのようにしているのですか。

共同募金発足当時は、社会福祉事業を実施する団体から次年度経営上不足する資金額の申請を受け、その合計額を募金目標額として示しておりました。これを計画募金と呼んでいます。

現在は、翌年度の地域ニーズや申請件数・金額と一世帯の募金可能額を想定し、両者を勘案して、目標額を決めております。この目標額は宮城県共同募金会の理事会で検討され、評議員会で審議され、仙台市共同募金委員会に示されます。

仙台市共同募金委員会は、世帯数、人口に応じて各区募金会に募金を依頼します。地区募金会に示された目標額はあくまで、目安であり、必ず達成しなければならない額ではありません。

質問4 共同募金には、割当額があるのですか。

共同募金は任意の寄付ですから強制ではありません。あくまでも善意の寄付です。

しかし、「一家庭でどのくらい募金すればよいか目安を示してほしい」との声があります。

そこで、ご家庭が負担に感じないと思われる額として、地区募金会ごとに協議して「〇〇円くらいを目安にご協力を」と言ったお示しをする場合もあります。

各ご家庭相応のご協力をいただければ結構です。



2. 募金運動に関すること

質問5 各家庭を訪問して共同募金への協力をお願いする際は、どのようにすればよいですか。

チラシ等を示して「昨年ご協力いただいた募金は、このような地域活動に使われています。共同募金の趣旨をご理解いただけましたら是非ご協力をお願いします。」などと、赤い羽根だよりや仙台市共同募金委員会作成のリーフレットなどを活用してお話しいただくのが一般的なお願いの方法です。「強制感を与えない」「地域のために役立っていることの説明」がポイントになります。

「募金をしたい」との意思表示があり現金を受けとりましたら、宮城県共同募金会所定の領収書を発行します。預かった現金と領収書控え（保管用）は、町内会長さんへ届けるなど町内会の取り決めにしたがった手続きを行ってください。

保管用		寄付者控	
平成 年共同募金寄付者お名前		みなさまのご参加に 心から感謝いたします	
地区名			宮城県共同募金会
ご氏名			
赤い羽根募金		歳末たすけあい募金	
募金額	一金 円也	平成	年 月 日
取扱者氏名		平成 年共同募金領収書	
	取扱者印	様	
		金 円也	
		赤い羽根募金 歳末たすけあい募金	
<small>(注)1. 取扱者が金額を記入し、取扱者印を2か所に押して寄付者にお渡し下さい。 (注)2. 残った領収書は、市町村共同募金委員会事務局にお返し下さい。 (注)3. この領収書は、寄付金の整理にのみ使用することを目的とし、個人情報の保護に留意します。</small>		平成 年度共同募金寄付金として上記金額をお預かり致しました。 平成 年 月 日	社会福祉法人 宮城県共同募金会 会長 樋口 稔夫 〒984-0051 仙台市若林区新寺1丁目4番28号 電話022(292)5001番

質問6 町内会の予算から共同募金に寄付してもよいのでしょうか。

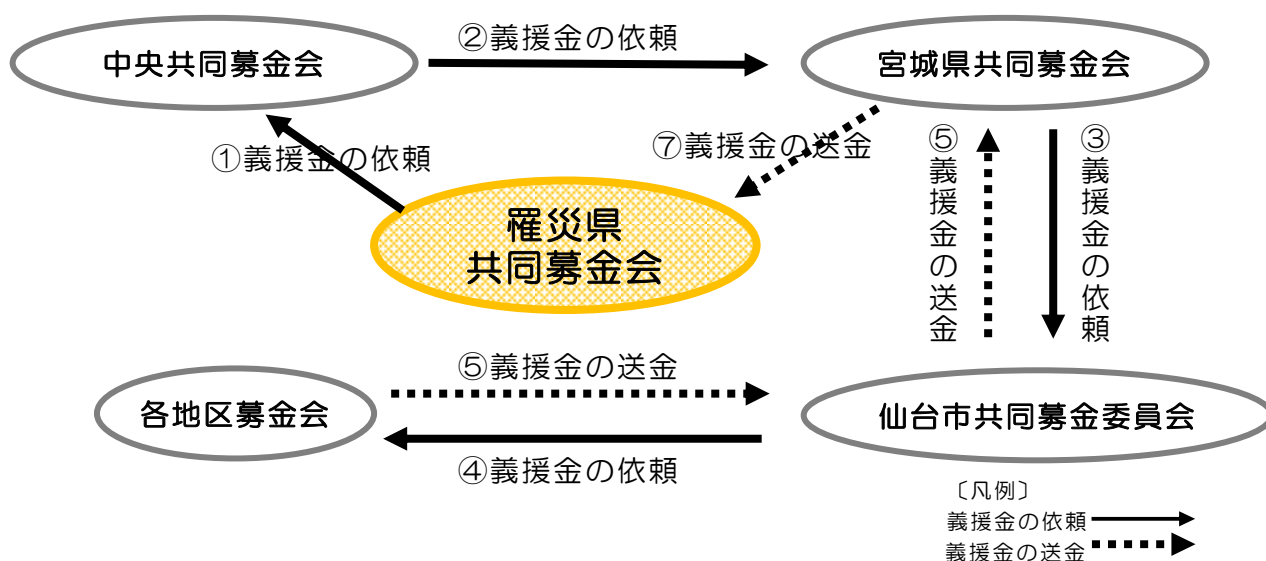
共同募金は、あくまでも任意の寄付でありますので町内会総会での合意形成など意思決定の手続きを十分行ったうえで、町内会が共同募金の趣旨に賛同して寄付することに問題はありせん。

3. その他

質問 7 宮城県共同募金会で集められた義援金の取り扱い状況はどうなっていますか。

①義援金の流れ

義援金は、罹災都道府県（以下、「罹災県」という）から中央共同募金会に要請があり、各県の共同募金会へ依頼され、さらに市町村共同募金委員会を通して、地区募金会にお願いしています。罹災県が単独の場合は下記のとおりの流れとなりますが、罹災県が複数にまたがる場合は、宮城県共同募金会で集約した後、中央共同募金会に送金されてから罹災県に配分されることもあります。



②義援金の使われ方

義援金は、共同募金会のほか、日本赤十字社、日本放送協会、NHK厚生文化事業団（以下、これら4団体をまとめて「義援金受付団体」という。）や状況により罹災県災害対策本部等でも受付をしています。義援金受付団体及び県に寄せられた義援金の配分基準については県災害義援金配分委員会において、決定を行っています。

東日本大震災義援金としてお寄せいただいたご寄付は、全額、被災者の生活再建のために、人的被害や住家被害等の状況に応じ、「見舞金」として、配分されています。義援金は、必ず集めなければならないというものではありませんが、被災者にとって大きな励ましとなることから、被災者への支援のために、ご理解とご協力をお願いいたします。

質問 8 ハートフルベンダー（募金箱型自動販売機）とは、どのようなものですか。

商品を買ったついでに、募金もできる自動販売機です。

硬貨の投入口の上に「10円」と「100円」の2種類のボタンがあり、商品を買った後、押した回数分の金額が募金になり、それを差し引いた金額が釣り銭として戻ります。商品を買わずに募金だけする自動募金箱としても使え、もちろん募金なしで商品だけを買うこともできます。

《仙台市内の設置場所》

- 仙台市ガス局●仙台市中央市民センター
- 仙台市新田東総合運動場●仙台市福祉プラザ
- 大野田コミュニティセンター●仙台市太白区役所
- 仙台ダルク●市営地下鉄八木山動物公園作業所
- 仙台市田子西復興住宅工事現場●幸町市営住宅改修工事現場
- 田子集水路災害復旧工事現場●仙台市荒井地区復興住宅工事現場（H25.3.31 現在）

なお、飲料メーカーと設置先より、売上の一部をご寄付いただいています。



質問 9 共同募金の小規模災害見舞金とは、どのようなものですか。

宮城県共同募金会では、皆さんからいただいた募金により、県内で起きる水害、火災などの小規模災害への支援として、見舞金及び弔慰金を贈呈しています。

金額は、死亡者一人につき3万円、住家全焼・全壊・流失一世帯につき3万円、住家半焼・半壊・床上浸水一世帯につき2万円です。

なお、被災から6カ月を経過した場合は贈呈できません。また、り災証明書等の提出が必要な場合もあります。

仙台市内の窓口は各区募金会・宮城地区募金会事務局になります。

【用語解説】

※1 中央共同募金会

各共同募金会の全国的な連絡調整を行う機関。

※2 あり方検討会

共同募金の課題を整理し今後の共同募金事業のあり方について検討をするため平成21年度から立ち上げました。構成委員は、募金を集める側（地区募金会、町内会）の代表5名、配分を受ける側の代表（地区社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO）3名、学識者2名など。

※3 公私分離

民間が行う社会事業に対して公が関与しないとする代わりに資金的援助打ち切ること。（憲法第89条）

※4 共同募金運動50年史

中央共同募金会が共同募金運動50周年の記念に出した書籍。（1997年3月31日発行）

共同募金 Q & A

平成 25 年 7 月

発 行 仙台市共同募金委員会
〒980-0022
仙台市青葉区五橋 2 丁目 12-2 仙台市福祉プラザ 6 階
(仙台市社会福祉協議会内)
電話：022-223-2026 FAX：022-262-1948